



(2023 年 3 月 2 日改正)

株式会社 **メタルアート**

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社メタルアートと称し、英文では、METALART CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鍛工品の製造、加工及び販売
2. 金型、鋳造品ならびに橋梁用金属部品の製造、加工及び販売
3. 塑性加工機械、切削工作機械、土木建設機械ならびにその装置、工具、部品の製造、修理、賃貸及び販売
4. 自動車、船舶、航空機、その他の輸送用機械器具のユニット、部品の製造、修理、賃貸及び販売
5. 農業用機械器具、医療用機械器具、産業用ロボットのユニット、部品の製造、修理、賃貸及び販売
6. 前各号の製造、加工等に関する技術の販売
7. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
8. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業
9. 損害保険代理業及び生命保険募集業
10. コンピューターによる情報処理及びサービスの提供ならびにソフトウェアの開発、賃貸及び販売
11. 有価証券の売買、保有及び運用
12. 農畜水産物の飼育・栽培促進に関する研究開発、生産、加工及び販売
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を滋賀県草津市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、800 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 削除

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会の招集地は、本店所在地またはこれに隣接する地とする。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
- ③ 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- ④ その他取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会)

第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

③ その他監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項のほか、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。